

熊取町教育委員会会議録

令和 8 年 2 月 定例会

令和8年2月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第30号 熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 議案第31号 青少年問題協議会委員の委嘱について
- 議案第32号 熊取町立総合体育館（すまいるズひまわりドーム）の臨時休館について
- 報告第12号 令和7年度末・令和8年度当初小・中学校校長等人事の内申の専決処分報告について

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】2件

《2月分》

小・中学校行事予定

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《12月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

日 時 令和8年2月5日（木）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子
教育委員	向井 暢子
教育次長	巖根 晃哉
学校教育課学校指導担当理事	河井 淳
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導参事	市野瀬智也
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
学校教育課学校指導参事	南 宗孝

生涯学習推進課長
生涯学習推進課文化振興参事
図書館長
書記

大屋 真志
義本 翼
原田 貴子
藤原 健祐

開会 午後 5 時 0 0 分

吉田教育長 それでは、ただいまから令和 8 年 2 月教育委員会定例会を開会いたします。

 なお、本日、梶山委員は所要のためご欠席ですので、よろしくお願いいたします。

 本日の署名委員には一ノ瀬委員を指名します。よろしくお願いいたします。

 では、議事に入ります。

 当日配付の議案書 9 ページ、議案第 3 0 号「熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」事務局から説明願います。

 河井理事。

河井理事 それでは、議案第 3 0 号「熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」ご説明いたします。

 当日議案書 9 ページをご覧ください。

 本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法と呼ばれる法律の第 8 条に基づき策定するものとなっております。給特法第 8 条では、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとされております。

 1 0 ページをご覧ください。

 こちらが本計画の概要となります。概要版を基に説明してまいります。

 計画策定の趣旨となりますが、1 のはじめにの部分となります。

 教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに、知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させることが求められています。

 教育職員は誰を指しているかにつきましては、議案書の 1 3 ページ

のほうに表記の定義としてお示ししておりますが、管理職や首席、教諭といった一般的に教師と呼ばれる職員となります。教職員という表現は、教育職員に事務職員を含んだという捉えでしておりますので、本計画につきましては、教育職員、いわゆる教師に対する計画と捉えていただければと思います。

概要に戻りまして、2番の町立学校における現状です。詳しくは、議案書の15ページとなります。

令和3年3月に、学校教職員の在校等時間の上限に関する方針として規則を定めたところですが、以降の取組により減少傾向ではあるものの、依然として、年間在校等時間が720時間を超えるもの、月の在校等時間45時間を超えている教育職員が多数いる状況であり、対策が急務となっているところです。

そこで、3の計画期間を令和8年度から令和11年度と定め、4の目標を達成していきたいと考えているところです。議案書の16ページの内容となります。

大きく2つの目標を挙げております。1つ目は、時間外在校等時間そのものを縮小する目標となります。大きくは、月の在校等時間45時間を超えるものをゼロとするものと、年間の在校等時間720時間を超えるものをなくし、360時間以内に近づけていくものとしています。

2つ目の目標としては、ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標となります。教育職員が休息を取りながら仕事と生活の調和が取れるよう、年次有給休暇の取得を促進するものとなります。また、教育職員が自身のストレスの状況を把握するとともに、職場におけるストレス要因の把握及び改善を図るため、ストレスチェックを実施しています。心身の健康保持の増進と働きやすい職場環境の形成を通して、職場におけるストレス要因の軽減を進めていくための指標としております。

続けて、5の実施する業務量管理・健康確保措置の内容となります。18ページの内容となります。

先ほど申し上げました令和8年度から11年度の計画期間中の重点事項となります。大きく(1)から(3)までを取組として挙げております。

(1)の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しとなります。こちらにつきましては、文部科学省が働き方改革に係る指針として示しているものとなります。議案書の13ページから14ページにかけて

の表にてお示ししております。そちらのほうが「業務の3分類」ということ言われているものになります。そちらのほうでは「教師」という言葉になっておりますが、「教育職員」と読み替えていただければと思います。現在、学校で行っている業務を「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類し、教師の負担軽減を目指す指針となっております。

本計画では、イ、学校以外が担う業務として、児童生徒の登校時間を教育職員の勤務時間に見合ったものとする、児童生徒の夜間などの対応を警察や安全パトロール隊に委ねること、補導に対する対応は保護者が第一義的な責任を負うことに共通認識を持つことを示しております。また、保護者等からの過剰な苦情や要求に対して、現在も学校や教育委員会の相談先の一つとしているスクールロイヤーの活用や、新たな法務相談体制の整備に向けた検討を行うこととし、挙げております。

ロの教師以外が積極的に参画すべき業務として、調査や統計等への回答の軽減に向け、校務支援システムの有効活用や学校事務体制の強化に向けた共同学校事務室の設置に向けた整備を進めること、また、部活動の負担軽減のため、活動時間の適正化を図り、外部人材として部活動指導員の配置拡充を進めることを計画しています。

ハの教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務として、授業等の負担軽減に向け、教員業務支援員、現在スクールサポートスタッフと呼んでいる人材の活用や校務支援システムの活用による負担軽減を、また、児童生徒や家庭への対応支援として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの全校配置の継続や関係機関との連携、人材の適切な配置を計画として挙げているところです。

(2)の学校における措置の促進としては、以前は大幅に上回っていた年間の標準授業時数を真に必要な授業時数となるように見直しを図り、指導体制に見合ったものにしていくことや、日々の教育活動の見直し、デジタル技術の有効活用、勤務時間外の留守番電話機能の継続活用を挙げています。

(3)の教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組としては、法律では50人以上で配置が必要となる産業医の選任等、全ての学校において労働安全衛生管理体制を構築することや、時間外在校等時間が80時間を超える者に対する面接指導、勤務間インターバルの確保、ストレスチェックの有効活用、健康問題に関する相談窓口の設置、有

給休暇の取得促進、定時退校日の設定や一斉休校期間の設定を計画として挙げています。

最後の項目となります。20ページの5番の関連する取組、今後のフォローアップでは、取組の着実な実行を図るため、継続して在校等時間の状況を把握し、毎年度ホームページでの公表、教育委員会議や総合教育会議で報告させていただく予定としています。

また、人材確保に向け、関係部局や関係機関と共に取り組むこと、確実な実態把握を進めること、業務の持ち帰り等、課題がある学校への個別支援や指導、研修等の実施等を図っていくことを示しております。

保護者や地域の理解促進のため、町長部局とも連携し、ホームページ等も通じて情報を発信することで、具体の項目について協力を得られるよう取り組むことを示しております。

以上の内容が熊取町立教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画となります。なお、本計画をご裁可いただいた後は、3月10日の定例教委の前に予定しております総合教育会議にて内容の説明の後、ご協議いただく予定であることを申し添えます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

はい、土屋委員。

土屋委員

丁寧なご説明をありがとうございました。

小学校と中学校でやっぱり実態が随分違うなど、パーセンテージとか見ても、正直、中学校の先生方にとって少し、その中でも特に大事なことから、何か中学校の先生に対応していただくことというと、今説明してくださったあたりでは、どのあたりが効果が出そうでしょうか。

吉田教育長

河井理事。

河井理事

中学校の平均値のほうが若干高くなっているという現状が今現在もあります。その中で、部活動指導員の配置、今後、部活動の地域展開

に向けた動きということ、計画のほうでは地域展開という言葉を示しておりませんが、そこを見据えた上で進めていきたいというふうに考えているところです。

土屋委員 ありがとうございました。

吉田教育長 よろしいでしょうか。

では、議案第30号「熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 では、議案第30号「熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」は承認とさせていただきます。

次に、当日配付の議案書21ページ、議案第31号「青少年問題協議会委員の委嘱について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長 それでは、議案第31号「青少年問題協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書21ページになります。

青少年問題協議会規則第3条第2項の規定による下記の青少年問題協議会委員の委嘱について、事務委任規則第2条第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

このたび自治会連合会会長に変更が生じましたので、新たに会長とされました松藤忠直氏に同協議会委員を委嘱するものでございます。

任期につきましては、委嘱日から前任者の在任期間である令和9年3月31日までとなります。

以上、議案第31号「青少年問題協議会委員の委嘱について」のご説明といたします。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長 ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、議案第31号「青少年問題協議会委員の委嘱について」

承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 議案第３１号「青少年問題協議会委員の委嘱について」は承認とさせていただきます。

次に、当日配付の議案書２２ページ、議案第３２号「熊取町立総合体育館（すまいるズひまわりドーム）の臨時休館について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長 それでは、続きまして、議案第３２号「熊取町立総合体育館（すまいるズひまわりドーム）の臨時休館について」ご説明いたします。

続きましての２２ページになります。

熊取町立総合体育館及び町民グラウンドにつきましては、既にご報告のとおり、令和８年度から５年間、新たに熊取町健康・交流サポーターズが指定管理者として運営をいたします。４月１日からの施設運営に必要な備品の搬入及び開館準備を行うため、総合体育館条例第１３条ただし書により、指定管理者のほうから休館日の提案がありましたので、教育委員会で承認して休館するというものになっております。

なお、臨時休館をご承認いただきますと、翌３月３１日は火曜日となっておりますして通常休館日となりますので、２日間で開館準備を行い、４月１日、円滑に業務を運営するというふうに考えております。

以上、議案第３２号「熊取町立総合体育館（すまいるズひまわりドーム）の臨時休館について」ご説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

吉田教育長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、議案第３２号「熊取町立総合体育館（すまいるズひまわりドーム）の臨時休館について」承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長

議案第 3 2 号「熊取町立総合体育館（すまいるズひまわりドーム）の臨時休館について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書 1 ページ、報告第 1 2 号「令和 7 年度末・令和 8 年度当初小・中学校校長等人事の内申の専決処分報告について」ですが、人事案件ですので非公開でお願いしたいと考えていますが、ご異議ございませんか。よろしいですか。

委員全員

（「異議なし。」の声）

吉田教育長

「異議なし」ということですので、報告第 1 2 号「令和 7 年度末・令和 8 年度当初小・中学校校長等人事の内申の専決処分報告について」は非公開とし、ただいまから別室にて関係者のみで議事を行います。教育長室で行いたいと思いますので、ご移動のほどよろしくお願いいたします。

『非公開会議（教育長室にて）』

吉田教育長

では、報告させていただきます。

審議の結果、報告第 1 2 号「令和 7 年度末・令和 8 年度当初小・中学校校長等人事の内申の専決処分報告について」は承認とさせていただきました。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

ないようですので、審議を終了します。

（その他報告事項）

吉田教育長

続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

では、順次、事務局から報告願います。

大屋課長。

大屋課長

『後援名義使用願の承認について（親子で学ぼう！はじめてのお仕事体験教室）P. 3 より説明』

『後援名義使用願の承認について（第 2 回定期演奏会）P. 3 より説明』

吉田教育長	ありがとうございます。 南参事。
南参事	『小・中学校行事予定P. 24より説明』
吉田教育長	ありがとうございます。 大屋課長。
大屋課長	『生涯学習推進課事業予定P. 4より説明』
吉田教育長	ありがとうございます。 原田図書館長。
原田図書館長	『図書館事業予定P. 5～P. 6より説明』
吉田教育長	ありがとうございます。 報告は以上でしょうか。 ほかに何か報告等ございませんか。よろしいですか。 では、ないようですので、令和8年2月教育委員会定例会を閉会します。 どうもありがとうございました。

閉会 午後5時30分
